

「入札保証金に関する試行について」の対象工事に係る競争加入者心得の取扱いについて

国立大学法人山口大学競争加入者心得において別に定めることとした「入札保証金に関する試行について」（平成23年6月5日付け21文科施第6107号文教施設企画部長通知）の対象工事について、第3から第10及び第42から第48の取扱いは下記のとおりとする。

（入札保証金）

第1 競争加入者は、入札公告において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札公告において指定した期日までに、その者の見積る入札金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

（入札保証金に代わる担保）

第2 第1に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は次に掲げるとおりとする。

区 分	種 類	価 値
ア	利 付 国 債	債権金額
イ	銀行又は契約事務責任者が確実に認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）（以下「銀行等」という。）の保証	保証金額

（入札保証金等の納付）

第3 競争加入者は、入札保証金を別紙第1号様式の入札保証金納付書（以下「入札保証金納付書」という。）に添えて、経理責任者に提出しなければならない。

第4 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が利付国債であるときは、あらかじめ当該利付国債に質権を設定し、かつ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を入札保証金納付書に添付して、経理責任者に提出しなければならない。

第5 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第2による表のイに規定する銀行等の保証であるときは、当該保証を証する書面を入札保証金納付書に添付して、契約事務責任者に提出しなければならない。

第6 競争加入者は、第3から第5までの規定により、入札保証金及び入札保証金納付書等を提出するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保が利付国債であるときは、利付国債の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額その他担保の種類に応じ必要な事項並びに競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を明記するものとする。

第7条 競争加入者は、第1ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、保険会社との間に本法人を被保険者とする入札保証保険契約を結んだことによるものであるときには、当該契約に係る保険証券を契約事務責任者に提出しなければならない。

第8 競争加入者は、第1ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）（以下「金融機関等」という。）による契約保証の予約を受けたことによるものであるときには、当該契約保証予約証書を契約事務責任者に提出しなければならない。

（契約保証金）

第9 契約の相手方は、入札公告において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上（「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日付け大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた契約の相手方は、100分の30以上）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。（当該契約が政府調達協定対象工事の場合に、下線部に代えて100分の30以上とする。）

ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

（契約保証金の納付等）

第10 契約の相手方は、契約保証金を別紙第4号様式の契約保証金納付書（以下「契約保証金納付書」という。）に添えて、経理責任者に納付しなければならない。

第11 第9に規定する契約保証金に代わる担保の種類、価値は、別表に掲げるとおりとする。

第12 契約の相手方は、契約保証金として提供する担保が第11のアからカ及びケに規定する有価証券であるときは、あらかじめ当該有価証券に質権を設定し、かつ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を契約保証金納付書に添付して、経理責任者に提出しなければならない。

第13 契約の相手方は、契約保証金として提供する担保が第11のコに規定する金融機関等の保証であるときは、当該保証を証する書面を契約保証金納付書に添付して契約事務責任者に提出しなければならない。

第14 契約の相手方は、契約保証金として提供する担保が第12及び第13に規定するもの以外のものであるときは、当該担保を契約保証金納付書に添付して経理責任者に提

出しなければならない。

附 則

この取扱いは、平成23年10月1日から適用する。

区分	種 類	価 値
ア	国債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額)の8割に相当する金額
ウ	銀行, 株式会社商工組合中央金庫, 農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券	同上
エ	日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券でイ以外のもの	同上
オ	地方債	債券金額
カ	契約事務責任者が確実と認める社債	額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額)の8割に相当する金額
キ	銀行等が振り出し又は支払を保証した小切手	小切手金額
ク	銀行等が引き受け又は保証若しくは, 裏書をした手形	手形金額(当該手形の満期の日が当該手形を提供した日の一月後であるときは提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)
ケ	銀行等に対する定期預金債権	債権証書記載の債権金額
コ	金融機関等の保証	保証金額

第1号様式

入札保証金納付書

〔 入札保証金が現金であるときはその金額，入札保証金として納付される担保が利付国債であるときは，利付国債の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額，その他担保の種類に応じた金額 〕

〔 請負に付される工事名 〕

上記工事の請負契約のための競争入札の入札保証金として，上記金員を納付します。

この入札保証金は，入札の結果落札した場合において公告に示された手続きをしなかったときは，国立大学法人山口大学に帰属するものであることを了承しました。

平成 年 月 日

国立大学法人山口大学 御中

競争加入者

〔 住 所 〕

〔 氏 名， 押印 〕

第4号様式

契約保証金納付書

〔 契約保証金が現金であるときはその金額，契約保証金として納付させる担保  
が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類，有価証券の額面  
金額の種類ごとの枚数及び額面総額，又は質権設定金額その他担保の種類に  
応じた金額 〕

〔 請負に付される工事名 〕

上記工事の契約保証金として，上記金員を納付します。

この契約保証金は，契約上の義務を履行しないときは，国立大学法人山口大学に帰属するものであることを了承しました。

平成 年 月 日

国立大学法人山口大学 御中

受注者

〔 住 所 〕

〔 氏 名， 押印 〕